

酒田市ふるさと納税返礼品提供事業者募集 要項

【指定期間：2026.10～2027.09】

1 目的

ふるさと納税制度の推進を図るとともに、酒田市の特産物等のPR、販売促進と地元産業の活性化に寄与することを目的として、酒田市へのふるさと納税者に対し贈呈するお礼の品（以下「返礼品」という）及び、返礼品の取扱いを行う事業者（以下「返礼品提供事業者」という）の募集を行うものです。

2 募集要件

（1）返礼品提供事業者について

返礼品提供事業者は次の要件を全て満たす必要があります。

- （ア）各種法規等に沿った生産・製造・販売・サービスを行っていること。
- （イ）酒田市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所または工場がある法人・団体または個人事業者であること。（※ただし、酒田市が契約するポータルサイトの運営事業者が返礼品を提供する場合など、酒田市が必要と認める場合は、上記によらず別途協議により決定する。）
- （ウ）代表者及び従業員等は、「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」に掲げる暴力団等の構成員等ではないこと。
- （エ）申込時に、市税等の滞納がないこと。
- （オ）返礼品の登録を希望する指定期間の開始前または、酒田市で新たに返礼品の登録を行う前までに「酒田市ふるさと納税返礼品登録申込書（誓約書兼同意書）」を「12 申込み・問合せ先」まで持参または郵送、メールにて提出すること。

（2）返礼品について

返礼品は次の要件を全て満たす必要があります。

- （ア）平成31年4月1日付総務省告示第179号第5条に規定される総務大臣が定める基準（以下「地場産品基準」という。）に適合するものであること。
- （イ）自ら生産・製造したもの以外の場合は、酒田市のふるさと納税返礼品とすることについて事前に生産者・製造者の同意を得ていること。
- （ウ）品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、季節商材等、期間や数量を明示して供給可能な場合を除く。
- （エ）食料品については、寄附者に返礼品が到着後、一定期間（概ね7日間以上）の賞味期限が保証されていること。ただし、生鮮食料品についてはこの限りではないが、返礼品の発送希望日等を事前に寄附者に確認・調整等を行うなどして、鮮度を保ったまま適切に寄附者に届くものであること。
- （オ）宿泊施設・サービス利用権等については、酒田市内で提供されるものに限る。また利用期限のあるものについては、原則として発行日から6カ月以上利用可能なものであること。ただし、日時をあらかじめ指定するものはこの限りではない。
- （カ）返礼品提供事業者以外の第三者が著作権等の権利を有するキャラクター等を使用する場合には、権利者の許諾を得ていること。

(キ) 商品情報（使用原材料等）の開示が可能であるとともに、酒田市ふるさと納税ポータルサイト等への掲載のため、返礼品に関する情報（返礼品の商品名・説明文・画像データ・返礼品提供事業者名・サンプル等）を提供可能であること。

(3) 返礼品の価格及び寄附額の設定

(ア) 返礼品の価格には、「商品代・サービス代」、「荷造り・箱・梱包代」、「消費税」等のすべてを含む価格とします。ただし、「さとふる」及び「Yahoo!ふるさと納税」への出品の際は「消費税」を除きます。

(イ) 寄附金額は、返礼品の割合が3割以内に収まるよう酒田市が決定します。

(4) 費用負担

(ア) 返礼品の商品代金及び送料は、酒田市が負担します。

(イ) 寄附者からの商品の品質等の苦情等により商品の回収及び再配送を行った場合の費用は、返礼品提供事業者の負担とします。ただし、配送業者の瑕疵による場合にはこの限りではありません。

3 返礼品提供事業者のメリット

(1) 酒田市が契約するふるさと納税ポータルサイトに、返礼品の画像、商品名、事業者名などの情報を掲載します。

(2) 返礼品発送時に、自社商品のカタログやチラシ等を同梱しPRすることができます。

(3) 返礼品提供事業者は、酒田市ふるさと納税返礼品提供事業者であることを商品の宣伝や会社のPRに活用することができます。

4 返礼品発送管理委託業者

効率的な運営、安心安全に配慮した返礼品の手配、寄附者データの適正管理、苦情対応等に万全を期すため、返礼品の発送管理を次の事業者に委託しています。

ポータルサイト	発送管理委託業者
楽天ふるさと納税	株式会社 平野新聞舗 〒998-0032 酒田市相生町 2-3-25 TEL : 0234-21-2120 FAX : 0234-21-2123
ふるさとチョイス (パートナーサイトを含む)	
ふるなび	
さとふる Yahoo!ふるさと納税	株式会社 さとふる 〒104-0031 東京都中央区京橋 2-2-1 京橋エドグラン 13 階 TEL : 03-6262-7415 FAX : 03-6262-6146
Amazon	株式会社 ウェルボン 〒998-0102 酒田市京田 2-69-7 担当 : 菅原、富樫、樋渡 TEL : 0234-41-0081 FAX : 0234-41-0083 E-mail : sakata.furusato@wellbound.jp

5 返礼品の申込方法

「酒田市ふるさと納税返礼品登録シート」「楽天商品ジャンルシート」「事業者情報入力用フォーマット（任意）」「返礼品等の写真（3枚以上）」を、「12 申込み・問合せ先」

まで持参または郵送、メールにて提出してください。書類等の受理後に、酒田市から打合せ日程調整の連絡をいたします。

申込関係書類は酒田市ホームページからダウンロードできます。ご不明な場合はご連絡ください。

6 個人情報の保護

- (1) 返礼品提供事業者は、業務を履行するにあたり、個人情報の取扱いについては、酒田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月12日条例第30号）その他情報保護に係る関係法令を遵守してください。
- (2) 寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的で使用できません。

7 返礼品等を強調した宣伝広告の禁止

返礼品提供事業者は、返礼品の宣伝広告において、返礼品を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告を行わないでください。

新聞やテレビ、インターネット等の各種広告媒体に返礼品を強調して掲載している場合や、返礼品の情報が大部分を占めるパンフレットを作成し、不特定多数の人に配布する場合は該当します。

8 食品表示に係る関係法令の遵守

返礼品が食品にあたる場合、下記の項目を遵守してください。

- (1) 返礼品提供事業者は、食品返礼品の産地名を適正に表示すること。
- (2) 酒田市が必要と認めるときは、返礼品提供事業者に対し調査（実地調査を含む。）を行うことができる。酒田市から調査の要請があった場合は、返礼品提供事業者は当該調査に応じなければならない。
- (3) 返礼品提供事業者は地場産品基準等において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存をしなければならない。
- (4) 返礼品提供事業者が食品返礼品の産地名の不適切な表示を行った場合、酒田市は取引中止等の対応をとるものとする。これによって発生した違約金、損害賠償に係る費用は事業者の負担とする。

9 返礼品提供事業者登録の制限

下記に該当する事案があった場合、事案発覚後、1年間は酒田市のふるさと納税に出品ができません。ただし、事案の改善が見られない場合は、1年を経過していても、改善が確認できるまで出品ができません。

- (1) 「6 個人情報の保護」、「7 返礼品等を強調した宣伝広告の禁止」、「8 食品表示に係る関係法令の遵守」に違反が認められたとき。
- (2) 酒田市又は寄附者に損害を及ぼす行為があったとき、又は重大な損害を及ぼす恐れがあるとき。
- (3) その他、ふるさと納税制度の運用に重大な支障をきたす行為があったとき。

1 0 返礼品登録の解除

次の場合は、返礼品の登録を解除し、取扱いを停止します。

- (1) 返礼品提供事業者が、酒田市に登録解除を申し出たとき。
- (2) 返礼品提供事業者又は返礼品が「2 募集要件」に規定する事項を満たさなくなったとき。
- (3) 国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱いの変更等により、返礼品としてふさわしくないと判断されたとき。
- (4) 返礼品の生産、製造もしくは販売が廃止され、または中止されたとき。
- (5) 登録内容に虚偽があったとき。

1 1 その他留意事項

- (1) 返礼品登録の可否については、申込書の内容等を総合的に判断したうえで、掲載サイトを含めて酒田市が決定します。
- (2) 返礼品は、寄附申込時に寄附者から選択された場合に提供いただく。寄附者から選択されない場合もあるため、あらかじめご了承ください。
- (3) 登録された返礼品を変更・削除する場合は、事前に酒田市までご相談ください。
- (4) 返礼品の品質等に関する苦情等があった場合は、返礼品提供事業者の責において、解決に向けて真摯に対応してください。
- (5) この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、酒田市との協議によるものとします。

1 2 申込み・問合せ先

酒田市地域創生部観光物産課 ふるさと納税係

〒998-0044 酒田市中町1丁目4-10 中町庁舎3階

TEL : 0234-26-5736 FAX : 0234-28-8711 Mail : furusato@city.sakata.lg.jp

(参考) 平成31年総務省告示第179号第5条

【地場産品基準】

1号	酒田市内において生産されたもの
2号	酒田市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたもの
3号	酒田市内において返礼品等の製造、加工その他の工程を行うことにより当該返礼品等の価値の過半が生じているものであって、次のいずれにも該当するもの ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、山形県内において生産されたものを原材料とするものに限る イ 酒田市の区域内において製造等を行うことにより当該返礼品等の価値の過半が生じている旨の証明が、返礼品等の製造等を行う者によりなされているもの ロ 酒田市により証明の内容が公表されるもの
4号	酒田市内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る）
5号	酒田市の広報の目的で製造等がされたキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、次のいずれにも該当するもの イ 形状、名称その他の特徴から酒田市の独自の返礼品等であることが明白なもの ロ 酒田市が広報の目的で自ら調達し、配布又は販売を行った実績があるもの ハ 酒田市が広報の目的で自ら調達し、配布又は販売を行う計画を定めているもの ニ 指定対象期間において、酒田市が返礼品等として提供する数量が、ロの配布又は販売を行った数量を超えないもの
6号	前各号に該当する返礼品等と附帯するものとを合わせて提供するものであって、返礼品等の価値が全体の7割以上であるもの
7号	酒田市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が酒田市に相当程度関連性のあるもの
7号の2	酒田市内に所在する宿泊施設であって、山形県内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するものにおける宿泊の提供に係る役務
7号の3	酒田市内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって前号に該当しないもののうち、次のいずれかに該当するものであること イ 当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき1人当たり5万円を超えないもの ロ 災害救助法が適用された災害発生市町村の属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの
7号の4	酒田市内において地域のエネルギー源により発電された電気

8号	次のいずれかに該当する返礼品等であること。 イ 酒田市が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの ロ 山形県が県内の複数の市区町村と連携し、連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの ハ 山形県が県内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し返礼品等とするもの
9号	震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、返礼品等を提供することができなくなった場合において、代替するものとして提供するもの